

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

戦後の一連の改革の中で、婦人参政権が実現するとともに、昭和21年に制定された日本国憲法には、すべての国民に基本的な人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等社会に向けて、様々な法律の整備や制度の改革が進み、経済情勢の変化を背景に女性の職場進出や地域活動への参加が活発になりました。

しかし、家庭や職場、地域社会などにおいて、人々の意識や行動、社会の慣習、慣行の中には、男女の役割に対する固定的な考え方がまだまだ根強く残っており、女性や男性の多様な生き方を阻害する要因となっています。

また、少子・高齢化をはじめ情報化、国際化などの急速な進展により、家族形態や社会経済環境が大きく変化し、価値観が多様化しています。

そのため、このような状況の中で、男女が互いに尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮し、自ら選択した生き方ができる豊かな社会が求められています。

国では、男女共同参画社会（ 1 ）の実現を最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野で男女が共同参画できる社会の形成のため、平成11年6月、「男女共同参画社会基本法」を、公布・施行しました。

室蘭市においても、互いに人権を尊重し、男女平等な社会づくりを目指し、市民一人ひとりにこの問題についての理解を求め、行政・市民・企業がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組んでいくための指針として、ここに「室蘭市男女平等参画基本計画」を策定するものです。

1 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会。

2 . 計画策定の経過と背景

(1) 世界の動き

国際連合は昭和 47 年 (1972 年) の総会で、昭和 50 年 (1975 年) を「国際婦人年」と定め、第 1 回世界女性会議をメキシコシティで、開催。世界の女性の地位向上を目指し、「平等・開発・平和」の 3 つの目標を実現するため、「世界行動計画」を採択しました。

昭和 51 年 (1976 年) から昭和 60 年 (1985 年) までの 10 年間を「国連婦人の十年」と定め、加盟国に対し「世界行動計画」の達成を呼びかけ、世界の女性の地位向上に大きな進展をもたらしました。

昭和 55 年 (1980 年) には、「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約) 」を各国が署名。この条約は、その後の女性に対する差別の撤廃と男女平等に向けた取組の原点になっています。

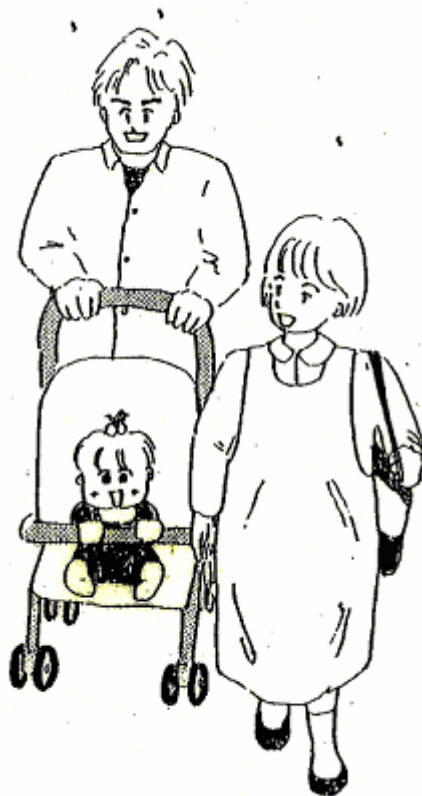
昭和 60 年 (1985 年) には、「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」が開催され、10 年の成果を評価するとともに、残された課題解決のため、西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

また、平成 2 年 (1990 年) には、「第 1 回見直しと評価に伴う勧告および結論 (ナイロビ将来戦略勧告) 」が国連経済社会理事会で採択され、24 の具体的な目標を掲げ、ナイロビ将来戦略の早期実施を各国に要請しました。

平成 6 年 (1994 年) 「国際人口・開発会議」がカイロで開催。人口問題が、開発・環境・男女平等・女性の人権との関連において論議され、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (2) 」が提唱されました。

平成 7 年 (1995 年) 北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価を行い、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。「女性の権利は人権である」として、「女性のエンパワーメント (3) 」の促進を図り、12 の重大領域において、各国政府が取り組むべき優先行動分野が示されています。

平成 12 年 (2000 年) ニューヨークにおいて、「21 世紀に向けて男女平等・開発・平和」と題した国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、北京行動綱領の実施状況を評価・検討し、今後に向けた取組として「政治宣言」と「成果文書」を採択しました。



2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

妊娠、出産、中絶などに関する女性の健康を重視し、さらに子供を産むかどうかを決定する自由を持つなど、生涯にわたって女性が自分の健康を主体的に守って生きることをいう。

3 エンパワーメント

「力をつけること」。女性が政治的、経済的、社会的に自己決定力を身に付けて、力を持った存在となること。

(2) 日本の動き

戦後の一連の改革の中で、婦人参政権が実現するとともに、昭和 21 年（1946 年）に制定された日本国憲法には、男女平等が明記され、女性の法制上の地位は大きく改善されました。

国は、昭和 50 年（1975 年）世界行動計画を受けて、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置。昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」を策定。昭和 60 年（1985 年）には、「女子差別撤廃条約」の批准をはじめ、「男女雇用機会均等法」の制定や「国籍法」などの改正を行い、男女平等に関する法律・制度面での整備が大きく前進しました。

また、昭和 62 年（1987 年）には、ナイロビ将来戦略の趣旨を受け、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、21 世紀に向けて男女共同参加型社会の形成を更に目指していくことになりました。

平成 3 年（1991 年）には、新国内行動計画の第 1 次改定を行い、21 世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠であるという基本認識の下に、「共同参加」を「共同参画」と改め、「男女共同参画型社会」の形成に向け、取り組むこととなりました。

平成 6 年（1994 年）総理府に男女共同参画室を発足させ、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置するとともに、国内本部機構の充実強化を図るため、内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部長とする男女共同参画推進本部を設置しました。

平成 8 年（1996 年）には、「北京行動綱領」などを踏まえ、国際社会の要請に応えるため、「新国内行動計画」の見直しが必要となり、「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

平成 11 年（1999 年）男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に利益を享受し、共に責任を担うべき社会の形成を目指し、「男女共同参画社会基本法」を施行しました。この中で、基本理念を定め、国・地方公共団体・国民の責務を明示しました。翌年には、基本法に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、11 の施策の基本的方向を定めました。

平成 13 年（2001 年）中央省庁改編により、計画の総合的な推進体制強化のため、内閣府に「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」を設置しました。

(3) 北海道の動き

昭和53年(1978年) 国の「国内行動計画」を受け、女性の福祉の向上と社会参加を促進し、生きがいを持って行動できる社会を実現するため「北海道婦人行動計画」を策定しました。昭和55年(1980年)には、この計画の推進を図り、14支庁に北海道婦人指導員を配置し、地域での女性活動の促進と支援を推進してきました。

昭和62年(1987年)「北海道女性の自立プラン」を策定し、女性の自立と社会参加を促進するとともに、行政の役割と方策を明らかにしました。

平成7年(1995年)には、女性関連施策の総合的な推進を図るため、「女性室」を設置するとともに、本道の女性に関する諸問題について総合的に協議し、施策を推進するため、「北海道男女共同参画懇話会」を設置しました。また、同懇話会からの「新しい行動計画策定に向けての提言」や道民からの意見・要望などを踏まえ、平成9年(1997年)「北海道男女共同参画プラン」を策定しました。

平成13年(2001年) 北海道男女共同参画懇話会からの意見書に基づき、「北海道男女平等参画推進条例」を施行し、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、道・道民・事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策について必要な事項を定めました。

同年、「女性室」を「男女平等参画推進室」に名称を変更し、同条例に基づき、知事の付属機関として「北海道男女平等参画審議会」を設置しました。

平成14年(2002年)「北海道男女平等参画基本計画」を策定し、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、必要な事項を明らかにし、積極的な取組を行っています。

(4) 室蘭市の動き

室蘭市では、道の「婦人行動計画」を基に、その趣旨に沿って、社会教育課を中心に行政として対応を行ってきましたが、広範囲にわたる女性行政施策の総合的な推進が求められるようになり、昭和61年(1986年)6月、総務課に婦人担当を配置し、女性問題を専門に取り扱うようになりました。

同年11月、女性行政を総合的、かつ効果的に推進するとともに、女性行政に関する部局との連絡調整を図るため、「室蘭市婦人行政連絡会議」を設置し、女性行政について検討してきました。

昭和62年(1987年)には、「北海道女性の自立プラン」を受けて、本市の女性行政の推進目標を定め、関係機関や女性団体とともに推進に努めてきました。

その後、平成3年(1991年)には、女性学習(社会教育課)と女性行政(総務課)が併任となり、女性担当の窓口を一本化し、胆振地方婦人会館で業務を行うようになりました。

平成9年(1997年)女性行政の担当部署が総務課から社会教育課に移管となり、女性学習部門と女性行政部門が組織上でも統一されました。

また、この間、広報紙や女性セミナーなど、種々の催しを通じ、女性の資質の向上、男女共同参画社会の形成に向け、情報提供や啓発活動に取り組んできました。

平成12年(2000年)に、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画計画担当が新設され、女性行政が移管されると共に、計画の策定に向け発進しました。

平成15年(2003年)1月、室蘭市男女共同参画計画提言懇話会から、「男女平等参画社会の実現に向けて」という提言書が提出されました。

この懇話会は全員がボランティアで、また、公募による人も多く、市民参加型による画期的なものでした。

本市におきましては、計画の策定に向け策定委員会を設置し、行政と市民の対等なパートナーシップという視点から、この提言の内容を尊重し、検討を重ねここに「室蘭市男女平等参画基本計画」を策定しました。

3 . 計画の基本理念と基本目標

この計画は、だれもが性別にかかわらず、個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、責任を分かち合い、主体的に行動ができる社会の実現を目指して、行政と市民や関係団体、企業が一体となって取り組むための施策の方向と内容を明らかにするとともに、「人権尊重」と「男女平等」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げ推進するものです。

〔基本目標〕

男女平等参画の実現に向けた意識づくり
あらゆる分野への男女平等参画の推進
人権が尊重される社会の形成
国際的協力と国際交流の推進

4 . 計画の性格

- (1) 男女平等参画社会の実現に向けた基本指針として、市政の各分野における関連施策を、総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を明らかにしています。
- (2) 男女共同参画社会基本法の理念を尊重するとともに、本市の各種計画等との整合を図り、室蘭市総合計画の個別計画として策定しています。
- (3) 室蘭市男女共同参画計画提言懇話会からの提言書の趣旨を尊重して策定しています。
- (4) 市民や民間団体、企業の理解や協力、参画を得ながら協働して推進するものです。

5 . 計画の期間

平成16年度から平成25年度までの10年間を目標としています。
ただし、国、道の動向や社会情勢の変化に応じ、見直しについて検討します。